

サイバー犯罪対策課による技術支援業務の運用について

平成31年3月14日 大通達甲（サ対）第3号
生活安全部長から生活安全部人身安全・少年課長、生活安全部生活環境課長、生活安全部サイバー犯罪対策課長、刑事部刑事企画課長、刑事部捜査第一課長、刑事部捜査第二課長、刑事部組織犯罪対策課長、交通部交通指導課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長、警備部警備第一課長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、生活安全部サイバー犯罪対策課技術支援班による技術支援業務の運用に関し、必要な事項を定めたものである。